

# 福祉文教委員会会議録

令和8年6月23日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 10:17

## 【 案 件 】

1. 議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
2. 議案第85号 財産の取得(児童用学習端末機器)
3. 請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願

## 【 報告事項 】

1. 国道211号線上における交通事故発生について (生活支援課)
2. 飯塚市立病院 小児科休日・夜間診療の受付時間の変更について (健幸保健課)
3. 嘉穂劇場の再開場について (文化課)

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明及び、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

## ○保育課長

「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。児童福祉法等の一部を改正する法律により、国家戦略特別区域法に基づく、特例措置であった「地域限定保育士制度」が一般制度化され、内閣総理大臣により認定を受けた都道府県又は指定都市は、地域限定保育士試験を実施することができるようになり、福岡県では、令和8年度から地域限定保育士試験を実施することに伴って、本市条例の関係規定を整備するものでございます。条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の21ページから23ページをお願いいたします。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の家庭的保育事業に係る第25条第2項、小規模保育事業所A型に係る第31条第1項、小規模保育事業所B型を行う事業所に係る第33条第1項、保育所型事業所内保育事業所に係る第46条第1項及び小規模型事業所内保育事業所に係る第49条第1項において、それぞれ職員の規定について、児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士に改め、条文の整理を行うものでございます。

同様に、議案書24ページ、飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例第4条第2項、同じく24ページ、飯塚市保育士修学資金貸付金条例第2条第3号、議案書25ページ、飯塚市保育士生活資金貸付金条例第2条第3号、同じく25ページ、飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項、議案書26ページから27ページ、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項第1号において、それぞれ職員の規定について、地域限定保育士を加え、条文の整理を行うものでございます。なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

併せて、令和8年6月19日の本会議におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました、国が定める保育士の配置基準の改善と地域限定保育士制度の導入については、「直接関係ない」とご答弁を申し上げましたことについて、本当にそうなのかという質問がありましたので、お答えさせていただきます。保育士の配置基準は、こども未来戦略により幼児教育・保育の質の向上のため、75年ぶりに見直しが行われております。

一方、地域限定保育士制度は、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、保育人材の確保を図るために創設されており、国が定める保育士の配置基準の改善と地域限定保育士制度の導入については、直接関係はございません。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」について、補足説明いたします。

議案書の34ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、児童用学習端末機器を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

取得する財産は、児童用学習端末機器6807台、取得価格は3億7064万1150円。

契約の相手方は株式会社トータルオフィス筑豊営業所です。GIGAスクール構想に基づき、令和2年3月に整備しました、1人1台端末機器につきましては、令和6年度に作成した端末整備更新計画に従い、順次、更新を行うもので、令和7年度に更新した中学校生徒用の端末機器に続き、今回、小学校児童用の端末機器を更新するものでございます。

以上、簡単ですが「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」について、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

1つ確認させていただきたいと思いますが、今回、取得する台数が6807台、これ前は中学校を入れ替えた。今回、小学校ということでございますが、この6807台というのは全小学校の児童数というふうに考えていいですか。

○教育総務課長

国の基準に基づきまして、調達いたします。児童数は令和8年5月1日現在の児童数になります。それに合わせ、予備機を計上いたしました合計が今、申しました6807台になります。

○田中裕委員

全小学校の分が入り替わるということですね。分かりました。もう1つ、契約の方法が指名

競争入札というふうには書かれておりますが、これは何者で入札が行われたのでしょうか。

○教育総務課長

今回の入札につきましては、市内事業者16者に通知を行った結果、3者の応札がっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第85号 財産の取得(児童用学習端末機器)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「国道211号線上における交通事故発生について」、報告を求めます。

○生活支援課長

「国道211号線上における交通事故発生について」ご報告いたします。

本件事故は、令和8年2月24日火曜日、午後1時30分頃、生活支援課職員が、巡回訪問中、前方の安全を十分に確認せず、国道の交差点を右折しようとしたところ、交差点内のポストコーンに接触し、ポストコーンが損傷したものでございます。

本件におきまして、相手方及び市側ともに、人身傷害はございません。

また、この事故の損害賠償につきましては、現在、相手方である道路管理者の福岡県と協議を行っているところでございます。

この事故の原因につきましては、前方の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因であり、当該職員に対し、厳しく注意し、本人も深く反省しております。また、他の職員につきましても、危機管理意識と細心の注意を払って、業務に当たるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市立病院 小児科休日・夜間診療の受付時間の変更について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

令和6年4月1日より飯塚市立病院で実施しております、小児科休日・夜間診療におきまし

て、受付開始時間を変更することとなりましたので、ご報告いたします。

現在、飯塚市立病院で実施しております小児科休日・夜間診療では、診療開始の30分前を受付開始時間としております。例としまして、平日は19時から受付開始、診療開始は19時30分からとなっており、土日祝日は15時30分受付開始、16時から診療開始となっております。この30分につきましては、患者が来院され保険の確認や病状の聞き取りを行うために設けていたものです。

しかし、重篤な患者が来院された際、即時の治療介入が可能となるよう、受付開始時間と診療開始時間を同時刻にしてほしいと出務される医師からの要望があり、令和8年5月7日に飯塚市立病院で開催されました、第1回小児科休日・夜間診療調整会議におきまして、受付開始時間と診療開始時間を同時刻とする決定がなされました。

なお、この受付開始時間の変更につきましては、飯塚市・嘉麻市・桂川町の住民の方への周知が必要となりますので、周知完了後の令和8年8月1日からの予定としております。

また、今回の変更につきましては、受付開始時間の変更のみとなりますので、診療時間帯の変更はございません。

以上、簡単ではございますが、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉徳劇場の再開場について」、報告を求めます。

○文化課長

嘉徳劇場の再開場についてご報告いたします。嘉徳劇場につきましては、令和3年9月にNPO法人嘉徳劇場より贈与され、現在に至るまで休館中となっておりますが、令和8年1月より、楽屋や売店棟など、附属建物の解体及びトイレの新設工事を行い、令和8年9月末に全ての工事が完了する予定であることから、令和8年10月24日に見学ができる施設として再開場いたします。

なお、令和8年10月24日に開場式典を行い、式典終了後には、一般開放をする予定でございます。

また、各種イベント開催につきましては、現在、調整を行っており、決定次第、市ホームページ等でお知らせする予定といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

今、担当課長のほうから説明がありましたけども、「百聞は一見にしかず」ということで、当委員会でも適当な時期に現場の視察をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

ただいま吉松委員のほうから提案がございましたが、これにつきましては、正副委員長でお預かりし、改めて今回の閉会中の委員会の際に、内容についてご報告申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。